福祉のまちづくり運動推進地区助成金交付要綱

第１条（目的）

社会福祉法人竜王町社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が、小地域福祉委員会活動を実施する地区に対して活動助成金を交付することにより福祉委員会活動を支援し、地区住民が住みなれた地域で安心して生活を続けることができる福祉のまちづくり運動を推進することを目的とする。

第２条（推進地区の指定及び対象）

地区内の福祉保健等の関係者からなる組織(福祉委員会)を中心に活動・事業を展開する地区を指定する。

本事業の対象は、小地域福祉委員会活動を実施する自治会単位とする。

第３条（推進地区の条件）

(1)地区内に福祉委員が選任されていること。

(2)地域における住民の自主的な活動の現況から、相互の連携の下で具体的な地域福祉活動への取り組みが期待できると思われる地区であること。

(3)地域福祉活動について、理解と熱意を有する構成員が存在していること。

第４条（推進地区への助成）

地区に対する助成金の額は１地区１年につき、社協の定める予算の範囲内で助成金を交付する。なお、交付対象となる事業内容は別に定める。

第５条（推進地区の活動）

(1)地区では、日常生活の中で福祉問題への理解と認識を高め、福祉のまちづくり運動の推進に努めるものとする。

(2)活動の計画作成と実践

福祉委員会を中心に各地区福祉団体、関係機関との連携の下に地区の福祉課題を十分検討・協議し、年度計画を作成し、住民参加の下に実践するものとする。

(3)活動記録の整理と評価

地区では、年度ごとに活動の記録を整理するとともに活動の評価、反省を行うものとする。

(4)情報交換などによる福祉のまちづくり運動の波及

他地区との相互の情報交換などにより運動の波及に努めるものとする。

第６条（町社協の支援）

社協は福祉委員会活動の充実に向け情報提供、研修活動等の支援を行う。

第７条（推進地区の指定申請）

新たに推進地区指定申請をする地区にあっては、福祉のまちづくり運動推進地区申請書(様式第１号)に推進地区調査票(様式第２号)を添えて社協に申し込むこと。

第８条（推進地区の指定）

社協は、前項による申請に基づきこれを決定し、福祉のまちづくり運動推進地区指定決定通知書(様式第１号-２)により申請地区に通知する。

第９条（助成金の交付申請）

推進地区指定の決定を受けた地区においては、当該年度の福祉のまちづくり運動推進地区事業計画書(様式第３号)及び事業予算書(様式第４号) を社協に提出する。

第 10 条（助成金の交付額決定）

社協は、前条の規定による申請を受けた場合は、申請内容を審査の上、福祉のまちづくり運動推進地区助成金交付決定額通知書(様式第 １ 号-３)により申請地区に通知する。

第 11 条（助成金の交付請求）

社協より福祉のまちづくり運動推進地区助成金交付決定額の通知を受けた申請地区は、助成金交付請求書(様式第５号)を町社協に提出した後、交付金を受領する。

第 12 条（実績報告書の提出）

地区は、毎年度終了後、福祉のまちづくり運動推進地区事業実績報告書(様式第６号)に決算書(様式第７号)及び事業にかかる関係書類を添えて社協に提出するものとする。

第 13 条（その他）

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

１，この要綱の施行の日から、従前の「福祉の町づくり運動推進地区設置要綱」は廃止する。
２，この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
３，この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
４．この要綱は、令和５年６月１日から施行する。